

【参考条文】

市町村の合併の特例等に関する法律
(平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号)

第 19 条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く 5 年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となる場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（略）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（略）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該市町村合併が不利益とならないように措置しなければならない。